

「第2次のち支える岡崎市自殺対策計画（案）」の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、2019（平成31）年3月に「いのち支える岡崎市自殺対策計画」（以下「第1次計画」）を策定し、自殺対策に取り組んできました。第1次計画の期間が満了することや国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」の見直し等を受け、「第2次のち支える岡崎市自殺対策計画」（以下「第2次計画」）を策定します。

2 計画の期間

第2次計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
いのち支える岡崎市自殺対策計画	第1次					第2次				

3 岡崎市の自殺死亡率

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
自殺死亡率	18.5	15.1	12.2	16.2	17.0	17.6	15.8
(自殺者数)	71	58	47	63	66	68	61

自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

4 計画の基本理念

市民の誰もが生きやすい岡崎市の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取組を包括的に推進していきます。

市民一人一人が当事者として、自殺につながり得る地域や生活の課題についてともに考え、いのちを支える、「誰もが生きやすい岡崎市の実現」を目指していきます。

5 計画の目標

2027（令和9）年までに、自殺死亡率を13.0まで減少させることを目標とします。

	2016（平成28）年 （基準）	2023（令和5）年 （中間目標）	2027（令和9）年 （目標）
自殺死亡率の減少 （人口10万人当たり）	18.5	14.8	13.0

6 計画の体系及び重点取組

全ての人に関わり、社会全体の自殺リスクを低下させ、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす基盤的な施策を「基本施策」とし、様々な分野の対象に応じた生きる支援と連携した施策を「対象者に応じた対策」とします。

対象者に応じた対策については、第1次計画における重点対策を基本として取り組み、さらに国の自殺総合対策大綱で新たに支援を強化するとされた「女性への支援」を追加します。

基本施策				対象者に応じた対策
対象者	自殺対策に関する正しい知識の普及・相談窓口の周知	自殺対策に関わる人材の養成と資質の向上	自殺を防ぐ地域力の向上と関係機関の連携強化	
すべての市民	悩み事の相談先一覧表の配布 ホームページによる相談窓口等の情報発信	一般向けゲートキーパー養成講座の実施	岡崎市自殺対策推進協議会 岡崎市精神保健福祉支援地域協議会 重層的支援体制整備事業	
若年層(40歳未満)対策	高校生、大学生に対する相談窓口周知のためのポスターの掲示や啓発物の配布 小中学校の児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進	児童・生徒向けゲートキーパー養成講座の実施 教職員向け人材養成研修の実施		
労働関係対策	労働関係機関に対する相談窓口を周知するチラシの配布 市内の事業所を対象としたメンタルヘルス研修の実施			
生活困窮者対策		生活困窮者に関わる関係機関向けゲートキーパー養成講座の実施		経済的に困窮している人に対する支援の実施
高齢者対策	認知症・閉じこもり・うつリスクがあると判定された高齢者や、高齢者に関わる関係機関の職員に対する相談窓口の周知	高齢者及び関わる関係機関向けゲートキーパー養成講座の実施		認知症・閉じこもり・うつのリスクを判定し、医療機関の適切な受診・介護予防事業への参加勧奨の実施
自殺ハイリスク者対策	自殺未遂者等のハイリスク者及び家族に対する相談窓口を周知のためのリーフレット等の配布	警察・消防等自殺未遂者に携わる関係者向け人材養成研修の実施		
女性への支援	母子健康手帳等交付時に相談窓口が記載されたチラシの配布			妊産婦に対する電話相談や面接、家庭訪問の実施
自死遺族への支援	自死遺族相談の実施			